

令和2年度第3回定例会

日 時： 令和2年10月30日（金）午後2時30分から午後4時00分

場 所： 本館 講座室

出席者： （図書館協議会委員）委員7名

（事務局）図書館長、図書館本館整備担当課長、  
企画運営担当主査、総務係長

---

会長                    これより令和2年度第3回の定例会を開催する。本日は委員全員が出席のため、多摩市図書館協議会規則第4条により令和2年度多摩市図書館協議会第3回定例会を開催できることを確認した。  
では事務局より配付資料の確認をお願いする。

事務局、図書館長より配付資料の確認。

会長                    まず議題の前に報告関係を、事務局からお願いする。

図書館本館整備  
担当課長                事前にお配りした、資料3-3「中央図書館建設工事等の入札不調に対する今後の対応について」という資料の前回の図書館協議会の中で説明をさせていただいた、入札不調になった件のその後の状況について説明する。

1. 「入札不調の状況について」 表にしているが、今回の建築工事は、4件の工事契約を一括して入札を実施した。うち2件が金額としては予定額の範囲内の入札だったが、内訳の一部が失格基準価格を下回ったため、結果として2件が失格となり、4件が一括した工事契約のため、全て打ち切りとなった。これらについて原因を分析した。
2. 「入札不調の原因について」の、この結果をうけてのところである。入札事業者から提出された資料を分析したところ、不調となった原因は市が公表した予定価格より実勢価格の方が高額になっている部分もあり、そのことが積算内訳の一部に影響を及ぼしている可能性があるかと判断した。入札事業者は様々な金額を積み上げて見積もりを作成している。我々が想定した金額より高い金額で費用を見積もっているものもあれば、低いものもある。それらをまとめて全体として見れば、予定価格の範囲内ではあるが、我々の想定とは若干違ったのではないかと判断した。その後の状況について説明する。
3. 「今後の対応について」だが、今後の対応について考えた時に、まず予算を上げる必要があるのか無いのかということが一番大きなところであり、その中で前回の入札では、それぞれの予算内で入札はされている

という事実があるため、現年度予算の中でやると判断した。一方、コロナの関係で見積価格が変わってしまっている可能性があるため、9月10日から設計事業者（見積りを任せていた事業者）に再積算を依頼し、9月10日から10月末まで、今日までの期間で単価の見直しを行い、全ての積算をし直した見積書を、今日の午前中に納品確認をしたところである。全ての見積りを取り、単価も修正した結果、補正予算をする必要は無く、現年度予算で出来ると判断した。そのため、このまま進めて11月から再入札にむけた契約事務をスタートしたいと思っている。

全体的に6か月後ろ倒しの整備スケジュール予定になり、着工は令和3年4月、竣工は令和4年12月、開館は令和5年5月と予定している。

裏ページの全体のスケジュール表を説明する。内部的なスケジュールも前半に書いてあるが、議会の議決を経る必要があり、来年の3月に予定している。スケジュールの中段のところである。議決後に本契約となり、来年の4月から建設工事着手となる。全体として半年遅れなので、令和4年の11月開館を目指していたが、今回のスケジュールでの令和5年の5月というスケジュールになる。再入札は11月以降を予定している。公平公正に行わなければならないという市民からの期待もあり、相手方のあることなので、このスケジュールに沿って行いたい。皆様におかれましても、この状況にご理解をいただけたらと思う。

会長

皆様から質問はあるか？

ーなしー

続いて、もう一つの報告事項を委員に願います。

委員

令和2年10月の学び合い育ちあい推進審議会は4人の委員が欠席して開かれた。

報告事項1. 令和元年度地域学校協働活動等の取り組みについて

地域教育力支援コーディネーターの主な活動は、学校と地域の連携を担う地域学校協働活動推進員・教育連携コーディネーターへの助言や支援である。大学連携による学生ボランティア派遣制度を活用し、学校や地域に対する人材派遣・紹介等の支援を行った。(令和元年度：派遣・紹介件数50件・派遣・紹介人数367人)

学校の授業を、学校の時間外に集まって、それを地域の教師が教える「地域未来塾」を市内の全小中学校で実施した。これは延人数で、利用児童生徒数が20,523人、学習指導員数が3,136人である。

報告事項2. 「令和元年度多摩市の図書館」について

図書館長が、審査会に配布した「多摩市の図書館 令和元年度」の説明をした。令和元年度に、図書館で主にどのような課題に取り組んだかを説明したが、特に、多摩市図書館の貸出点数の変更について、図書館

の事業評価システムについての説明をした。これに対して、ある委員が図書館事業の現状に対して大きな注文を付けた。「コロナ禍の中で本当に図書館を作るのか」「この国難とも言うべきコロナの中で、そのようなあまり価値の期待できない図書館本館の再整備を進めていいのか?」「パソコン、スマホの普及した環境で、今更図書館を利用しようという人間がいるのか」等、非常に刺激的なことを言っていた。その委員は、福祉はもっとお金が掛かるから市の予算を福祉に回すべきだという意見だったが、私はその委員の話を遮り、市の予算は、ワークショップ・市民説明会で、市長みずから、大丈夫であると話してあるので、もう解決した問題だと言った。また、コロナ禍の中で、これからは自宅で過ごすことが増え、テレワークのウエイトが増し、児童生徒の家庭での学習も増えるので、図書館の重要性は益々大きくなると述べた。

教育部長からも「コロナ禍で図書館の再整備を見直すべきかとの訴えがあったが、市で協議を重ね、議会で諮り、今までの図書館本館再整備を進めることが決まった。これは市民の代表である市議会の決定である」という話があった。

協議事項の第一は、令和3年度公民館事業の方向性についてである。今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う新しい生活様式にあわせて事業展開をしたいということである。

もうひとつは、今回の新型コロナウイルス感染症対策事例についてである。社会教育施設と民間の団体に分けて対策方法等をまとめてもらった。

社会教育施設は、①施設を貸し出すにあたっての工夫点・対策法等、②主催事業を行うにあたっての工夫点・対策法等、③施設利用団体が行っている工夫点・対策法等（分かる範囲で）という項目で整理した。

民間団体は、①回答者、②団体名、③活動内容、④通常の活動形態、⑤工夫点・対策法という項目で、各委員にまとめてもらった。

社会教育施設の説明については関戸・永山公民館長、文化財担当課長がされた。図書館については、図書館長が説明された。

民間団体の発表は次回の定例会にて行われることになったが、次回欠席予定の委員のみ今回発表した。

会長

委員からの報告事項には、とても大きな課題が含まれていたが、委員が、会議の場で適切にご発言いただいた。

本館再整備計画は、関係者をはじめ、市民の皆さんにもきちんと理解して頂いていると思うが、図書館には引き続き適切な対応をお願いしたい。なにか質問はあるか?

ーなしー

報告事項は以上である。続いて本日の議題に入る。

令和元年度 多摩市立図書館事業評価【外部評価】である。委員の皆さまのご協力をいただき、お配りした文書にまとまった。先ず事務局から説明をお願いしたい。

図書館長

資料は3-1 多摩市立図書館事業評価【外部評価】である。前回の会議の時、委員の皆さまに外部評価の取組項目ごとにABCの評価をつけて頂いた。その時の会議の意見を踏まえて、最終的に会長に外部評価をまとめて頂いたものがこちらの資料である。同じものを、10月7日に皆さまにメールにてお知らせをしている。その後、事務局に更なる追加のご意見をいただけていないので、本日より確認をして頂き、決定をしていただきたい。

事業評価のスケジュールは、第1回目の会議の時にお知らせしたが、10月の中旬までに外部評価を決定することになっており、多少遅れている。今後は自己評価と外部評価を受けた中で、図書館内部で今後の方向性をまとめたものを追記し、最終的な事業評価として決定したいと考えている。その時にはあらためてご報告をさせていただきます。

会長

前回の会議で、一つひとつ丁寧に内容を確認し、会議後更に委員の皆さんから追加の意見を頂戴し、私が評価案としてまとめた。それを、皆さんに再びお送りして本日を迎えた。「て・に・を・は」等気になるところはまだあるが、細かな点の修正は、事務局並びに私に一任いただき、本日は内容に関して、議論、意見交換したいと思う。ご意見のある方は挙手をお願いしたい。

副会長

11 ページ7「読書活動に関心を高めるための事業の実施」のところだが「企画展示で、アイスランドの展示が良かった」という意見がいくつかある。1番目と2番目については内容がほとんど同じなので、まとめて1つのものにする。例えば「企画展示ではアイスランドのテーマ展示は良かった。連携表示は大事である」というように一つの文章にする。他にも「アイスランドの展示が良かった」と書かれた項目があるが、内容が異なるものはそのまま残す。と提案したい。

次に「オリパラ関連」と略して書いてあるところと「オリンピック・パラリンピック関連」さらに「オリパラを巡る展示」と書いてあるところがあるが、ここは統一した方がいいと思う。私たち、行政の方も「オリパラ」と略して言うてしまうが、市民の方には略さずに書いた方がいいのではないかと思う。最後に一番下の項目の、「行政資料室の資料「が」となっているのを「の」に直した方が読みやすいと思う。

会長

1番目と2番目の2つを1つにまとめる。「オリパラ」は正式名称で統一する。一番下の項目は「が」から「の」に変える。読みやすく改善す

るということを確認した。

副会長

13 ページ 10「デジタル資料の提供」の中のデータベースの使い方講座の表記だが、項目が2つあり、「」が付いているものについていないものがある。12 ページの【図書館の取組み・自己評価】の 10「デジタル資料の提供」では「」無しの表記なので、統一したほうが良いと思う。

会長

標記の統一はあらためて見直したい。その他意見はあるか？特になければ、図書館が今後の方向性を追記し、完了させることにしたいと思うが、よろしいか？

一了承一

皆様のご協力に感謝申し上げます。

2つめの議題。「電子図書館導入に伴う図書館資料の貸出点数の変更に  
ついて」を事務局から説明していただきたい。

図書館長

資料 3-2「電子図書館システムの導入について」導入の経緯を簡単に報告する。新型コロナウイルスの感染が拡大している状況の中で、国は新型コロナウイルス対策の取り組みを行っている地方公共団体を支援することを目的として、「地方創生臨時交付金」を令和 2 年度の国の補正予算で予算化した。この交付金の活用事例として、「図書館パワーアップ事業」というものがある。コロナ禍のなか、在宅で過ごす時間を豊かなものにしていくことで外出抑制につながるというものである。今、新しい生活様式が求められているが、それに対応するための事業である。図書館としては、交付金を活用してどういった対策をしていくか考え、大きく分けて 3 つの取り組みをすることとした。

1. 「電子書籍の導入」詳しくは後ほど説明する。

2. 「図書館全館の館内の混雑状況のホームページへの表示」市のホームページを見て図書館の混雑状況を確認できるような仕組みを取り入れることを予定している。3密を避けるために、図書館のフロアの込み具合を「混雑」「やや混雑」というようにホームページ上で確認していただいた上での来館が可能になる。

3. 「図書除菌機の設置」については、拠点館の関戸図書館と永山図書館、そして本館に 1 台ずつ、合計 3 台を配置する。設置時期は 12 月の上旬を予定している。除菌機に関しては、「日本図書館協会」から紫外線への影響について言われているところだが、図書館は多くの方が利用する。特に公共図書館では、小さいお子さんからご高齢の方まで、多くの方が触れる本を利用する中で、やはりこのようなコロナ禍のなかでは、まず除菌機を設置し、不安を安心して少しでも変えていきたいということで、今回設置することを考えた。以上 3 点を新しく取り組むこととした。

それでは、本題の「電子図書館システム導入について」説明する。今回は貸出点数についてのご意見をいただきたい。

まず「電子図書館システムの導入について」という資料で簡単にシステムについての説明させていただく。

#### 1. 電子図書館システムについて

(1) 電子図書館とは、多摩市立図書館に利用登録している市民等が自宅のパソコン、タブレット、スマートフォンから図書館の電子書籍の閲覧や貸出ができるというサービスである。

(2) これまでの経緯だが、図書館は「多摩市読書活動振興計画」の基本目標(4)の中に「しらべるを支え、つなげる図書館」の取り組み(10)として電子書籍導入の検討を具体的な取り組みとして位置づけ、情報収集を続け中央図書館開館に向けて導入を検討してきた。それは先ほどの事業評価でも報告をしている。そういった状況の中、今回のコロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、在宅で利用できるサービスでもあり、密を避ける等、感染拡大防止に繋がることから、予定を前倒しして早期の導入を目指すこととした。

(3) 導入の効果は、大きく3点ある。

##### ① 非来館型のサービス

3密の回避、非接触型のサービスというなかで展開できると考えている。インターネット上の利用ということで、利用者の返却遅滞・資料の紛失・汚破損ということも防げるというところでは、利便性の向上が期待できると考えている。すでに電子図書館システムを導入している八王子市では今年度の5月を前年度5月と比較すると、利用が数倍伸びているという状況である。

##### ② 障害者差別解消法及び読書バリアフリー法に対応

読書バリアフリー法は、令和元年6月に施行されている。今後、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備、アクセシブルな電子書籍の充実、それから障害の種類や程度に応じた配慮が求められる。図書館としても対象者をもう少し幅広くした中で積極的に配慮していくことが求められるとして取り組んでいきたいと思っている。今後電子書籍を導入することによって、障害のある方、高齢の方、日本語を母語としない利用者の方が利用できるような「音声読み上げ機能」「文字の白黒反転」も利用可能となるので、サービスの幅が広がるということを考えている。2ページ目の図は「文字の白黒反転」である。「音声読み上げ機能」はテキスト版サイトのイメージが出ているが、障害がある方にも分かりやすく、ご自分で操作ができるような機能を盛り込んだものを取り入れるような準備をしている。

### ③ 学習での活用

小学校2年生次の図書館訪問で、利用者カードの登録をしてもらっている。今後、小中学校で1人に1台タブレットを配布することを予定している。調べる学習への活用が出来るようになる。地域資料・市が発行する行政資料も電子書籍化し、電子図書館でも閲覧することができるようになるので学習での活用が出来ると思う。

以上のような導入の効果を図書館では考えている。

#### 2. 電子書籍の収集について

電子書籍の特性を生かした中での収集を考えている。点数としては、令和2年度は3,500タイトルを購入し、今後も毎年購入していく予定である。収集について、1)から6)まで、ここにお示ししたことを中心に収集を進めたいと考えている。

#### 3. 導入スケジュール

令和2年10月から導入の開発に向けての準備をしている。並行して選書を進めて行く予定である。関係する規則等の改定を行った後、市民への周知を行う。サービスを開始するのは1月下旬、1月25日あたりを目標としている。電子図書館のシステムについては、このようなスケジュールで考えている。

今回は導入にあたってということで、電子図書館システム導入に伴う図書館資料の貸出点数の変更について、ご意見をいただきたいと思う。今まで制度の導入について説明させていただいたが、引き続き説明してよろしいか？

一了承一

資料3ページ、貸出点数等の変更について。

#### 1. 内容

多摩市在住・在勤・在学者への電子書籍の貸し出し点数、予約点数、取り置き期間を変更する。また、電子書籍を図書館が収集する資料の対象とすることを追記する。そのため「多摩市立図書館の管理運営に関する規則」「多摩市立図書館の管理運営に関する要綱」の一部を改正する。こちらの要綱等は、前回貸出冊数の上限設定の変更時に改正したものと同一要綱である。

(1) 電子書籍の貸出しについては、利用できるのは多摩市在住・在勤・在学者である。電子書籍の貸出は、2点以内と考えている。貸出期間については、紙の本と同じく2週間。延長は、期限内に1回できる。

(2) 電子書籍の予約は2点以内。取置期間は3日。と新たに設けることを考えている。

## 2. 変更にあたっての考え方

電子書籍の総点数が 3,500 点と多くない数なので、多くの方に利用していただくためには、図書、雑誌等と比べると貸出点数を少なくすることが必要と考えて設定している。また、すでに電子書籍を導入している都内の図書館の状況を参考にしている。その資料が、本日お配りした資料 3-4 ◆都内電子図書館サービス内容（令和 2 年 9 月現在）である。貸出点数については 1 点から 5 点、貸出期間はそれぞれの図書館の本の貸出期間と同じ、2 週間程度となっている。延長については、1 回のみ可、等となっている。この表の自治体以外の、国立市、武蔵野市でもこれから導入を考えていると聞いている。そこの館長によると貸出点数は 2 点程度になる予定とのことで、考え方としては、今説明させていただいた内容と同じであった。また予約通知メールが本と同じように届くということ、電子書籍は物理的に来館手続きの必要が無いということ、多くの方に利用して頂きたいということがあるので、取置期間は 3 日間としている。

訂正がある。資料 3-2 の 3 ページの（2）電子書籍の予約について、下の表に改正後「多摩市」「取置期間」が 2 週間（図書・雑誌・AV）とあるが、1 週間に訂正をお願いする。本などの取置期間は 1 週間だが、先ほど申しあげたように、電子書籍は 3 日間で設定したいと考えている。予約点数に関しても 2 点以内となるが、電子書籍は本とは違い、何冊も借りて並べて調べ学習をするような利用というよりは、1 冊の電子書籍を読書、通読するかたちの利用なので、貸出点数と同様の考え方の整理をしている。

貸出点数、取置期間などについて、ご意見、考え方等があれば、この場でお話しいただけたらと思う。

会長

質疑に入りたい。図書館からの今の説明に質問はあるか。

副会長

3,500 点の資料の内容だがどのようなジャンルの本が選ばれているのか。3,500 という数字はあまり多くない。

図書館長

それぞれのコンテンツに電子書籍の特性を生かしたものがある。どういった種類の本があるかを申し上げる。本の中では先ほど申しあげた、障害をお持ちの方向けの音声読み上げ機能のある絵本、朗読で聞けるようなもの。資格取得向けの問題集で音声付きのもの。絵本・児童書で日本語と英語で音声ができるもの。洋書もあり、たとえばハリーポッターとかスターウォーズ等。学校でよく取り入れられている「多読」で読まれる短い物語を英語で書かれたものなどがコンテンツの種類としてある。

会長

確認だが、資料 3-2 の 2 ページ目の 2 にある 1) から 6) か？

図書館長

はい。



- 副会長                    私が聞きたかったのはそれでは無く、どのような本が選ばれているのかということ。例えば小説とか、雑誌等の分野。
- 図書館長                電子書籍の分野としては、人文社会科学、ビジネス経済法律、暮らし、趣味、児童書、コンピューター等がある。その割合は、一番多いのは、小説等の分類。あと趣味、生活、園芸等の分野の本の割合も多い。小説・人文社会科学の関係は14%くらい、暮らし・趣味等生活に関わるものは10%から13%くらいの割合になっている。
- 実際コンテンツとしてあるものがそのくらいで、その中から今選書を始めたところなので、どのくらいの割合で購入していくかということはまだ具体的には決まっていない。使いやすいものと言うと、先ほど会長がおっしゃっていた、資料の2ページ2の「電子書籍の収集について」にあるが、利用の想定が多いのは他市の状況等を見ると、ビジネス書・趣味・家事に関するもの・絵本・小説なので、そういったものをまずは収集していきたいと思う。また若い年代向けのジャンルも選書の中でどの様なものを選ぶか検討中である。
- 副会長                    お話を伺っていてだんだん分かってきた。コンテンツを購入するということ。今電子化されているコンテンツの総量を教えてほしい。
- 図書館長                コンテンツ数は、電子書籍を扱っている事業者によって違う。今回取り入れようと考えている事業者が持っているのは80,000タイトルである。その中から選んでいくということである。
- 会長                      どの事業者のものを導入する予定か。
- 図書館長                「TRC-DL」と「LibrariE」である。
- 会長                      資料の3-4の都内の自治体ではどれが該当するのか？
- 図書館長                ここにある自治体は全て「TRC-DL」である。
- 会長                      それが分かると、どんなコンテンツがあるのか、導入済み自治体の図書館ウェブサイトで検索できる。たとえば、小説にはどのようなものが含まれるのか、中学生・高校生向けのティーンズ向けの本として、どのようなものが選べるのか、私たち自身で確認することができるので、見てみると良いと思う。
- 図書館長                電子図書館システムを導入するにあたり、その電子図書館システムを扱っている事業者の中でも色々分野が分かれている。大学図書館、学術研究向けのもの、一般企業の図書館向けのもの、また、学校図書館向けのもの、公共図書館向けのもの等、数社あるが、その中から公共図書館向けのものとなると3社程度に絞られる。その中で、先ほど申し上げた「LibrariE」と「TRC-DL」はコンテンツ量が多いという状況である。
- 副会長                    資料3-4の各自治体のコンテンツ数のところに（青空文庫含む）と書いてある。私も八王子市はよく見ているが、青空文庫が紹介されてい

て、かなり点数が多いと思う。青空文庫も3社で展開しているコンテンツと違ってよろしいか。

図書館長

多摩市では、青空文庫についてはコンテンツの中に入れていない予定である。理由は、青空文庫は個人が自由に利用できるものであるため。

電子図書館システムを導入するには、毎月の使用料がかかる。青空文庫をシステムに入れるとその分の金額が使用料に加算されてしまう。青空文庫は皆さんが自由に見られるものなので個々に見ていただくように考えている。予定では、図書館のホームページに青空文庫へのバナーを貼り、そこから読めるようにすることを考えている。

副会長

青空文庫を個人で見るのは無料なのか。

図書館長

はい。

会長

システムのこともあるが、「貸出点数2点以内」や「取置期間が3日」についてはいかがか。他市の状況を踏まえ、このような設定になっているとのことである。館長からは、1つの画面に複数冊を並べて閲覧することはないだろうという説明もあり、また最初から最後まで通読することを前提とした本が多いと思われるので、1回につき2点の貸出で良いのではないかという説明があった。これは運用を始めないと分からないと思うので、ここからスタートして、その後の様子を見ながら図書館で議論し、検討を加え、場合によっては変更することを考えて頂ければ良いのではないかと思う。点数等について、協議会としては図書館からの提案に賛同するというところでよいか？

一了承一

図書館長

紙の本についても、前回冊数を変更したが、電子書籍についても利用状況により変更することもできるので、この条件で決定したい。

会長

電子図書館システムの導入について、委員のみなさんのご意見・ご質問はあるか。

副会長

全体的なことだが、最初にこのシステムを前倒しして導入するのは、コロナ禍の対策の一環だと、しかも費用は地方への交付金を使えるというありがたい交付金の使い道ということで検討されたと思うが、最初にこの交付金の使い方について、「電子図書館システム」と「来館のための通知システム」と「図書除菌機」と3つの説明が口頭でされたが、私たちが今日もらった資料は、この「電子図書館システム」だけである。私は市民なので、すでに多摩市の広報等でこういう施策が行われるということがよくわかるが、多摩市民でない方も委員の中にはいるので、電子図書館システムの中身だけではなく、その他のことについての説明の資料もあれば良かったのではないかと思う。電子図書館システムの導入については、読書活動振興計画には既にこれからの図書館として、こうい

う仕組みが検討されていくだろうということが位置付けられている。ということが分かったが、図書館本館の基本計画の冊子にこの計画が載っているのか改めて確認したが、資料のところで電子図書館システムを直ぐでなくても、いずれ入れていくという計画が載っていない。載っていたら教えて欲しい。

図書館長・図書館  
本館整備担当課  
長

「検討していく」「導入を検討する」という書き方をしている。

図書館本館整備  
担当課長  
副会長

中央図書館の開館に向けて導入をしていこうと、色々な図書館を調べてきた。今回それを、コロナの影響で少し前倒ししている。

いずれこういう仕組みは要求も出てくるとされるし、コンテンツもどんどん出てくるから、導入の予算付けができたということで、一部入られて、今後段々増やしていくという方向性は大変良いと思う。

もう一つ触れられた除菌機のことについて。

除菌機を3台入れたということについて、予算を398万円使うということであるが、本当に除菌機が除菌の効果を発揮できるのであれば、一部の利用者が使えるので良いと思うが、日本図書館協会から紫外線の害について指摘されており、コロナウイルスの除菌が本当に出来るのか、ということも不確定。その他の私たちの日常身の回りにある細菌・一部のウイルスには有効というものである。そういう程度のものを、予算が付くからと言って入れた。全館に入れるならともかく、3館だけに入れたということで、私たちの会の中で意見が出たが、ちょっとお金の無駄遣いではないかと感じている部分がある。私は導入に関して図書館の中でこのコロナ対策のものをどう生かしていこうかという市全体の討議の中でどのように議論されたのか。というところを知りたいと思う。

図書館長

まず図書除菌機の導入は、検討して考えた結果である。紫外線C波で除菌するもので、インフルエンザ、新型コロナウイルス以外のコロナウイルスの不活化には効果が立証されている。新型コロナウイルスへの有効性は新しく出てきたウイルスなので研究中の状況である。実証はされていないが、海外の機関でも研究されている中で、新型コロナウイルスにも同様に効果があるのではないかと、いう段階である。図書館を利用される方は、ご高齢の方も基礎疾患のある方もいらっしゃる。このような状況で、手洗い、手指消毒を促すが、やはり本の利用を躊躇する方もいる。今後、一般的なインフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行ということも考えられるので、新型コロナウイルス以外のウイルスに関して有効性があると実証されている除菌機を設置することは、図書館を利用される方に少しでも安全を提供するという必要と考えた。本

来、図書館はゆっくり閲覧し、読書を楽しむ場である。感染の不安からそこを避ける、ということがある中で、少しでも安全を見込まれる機器を入れることで、図書館本来の利用をできるようにしていくことを目的と考え、教育委員会で説明し、財政当局に説明し、議会の議決を経て導入を決定している。

会長

委員が聞いたかったのは、「効果があるかどうかをどのように検証したのか。効果があることを確認したのか」ということと、「お金を投じるにあたって図書館はどのような検討をしたのか」の2点である。それについて、図書館は、何にもとづいて検証し、どこに説明して承認を得たかを説明して頂けると、議論が進むと思われる。

このことに関して図書館は、委員が疑問に思ったこと、市民が疑問に思うことを把握していて、情報を集めて検討した結果、現状のコロナウイルス感染状況では図書館に来られない、または来ても不安を感じる人たちの心配を少しでも和らげる施策になるのではないかと考え「地方創生臨時交付金」を用いた支出を検討し、それぞれの担当部局に交渉して了承を得たということでしょうか。

図書館長

はい。一般的なインフルエンザに関しての有効性は、機器を扱っている業者から検査結果等を確認し細かいところも資料を整えて、機種を決めている。細くなるので、必要なら改めて資料をお見せする。

会長

市民の視点からすれば、お金の支出の問題なので、それがじっくりと検討した結果なのか知りたいということとはよくわかる。ご意見いただき、感謝申し上げたい。

なお、今回の議題は、貸出点数を変更することを協議会に諮っているので、それについては「了承」としたい。このほか、パワーアップ事業が2点あるということだが、その情報が解禁されたということで、個別になにかあれば図書館にお尋ねいただくということで、協議会の議論としては、これで終了したいと思う。

最後に事務局から2つ報告事項がある。

図書館長

口頭での報告である。

前回の協議会で報告をさせていただいた、関戸図書館と永山図書館への「セルフ貸出機・返却機」「予約棚」の導入に伴い休館させていただいたことについての経過である。関戸図書館は10月10日（土）から、永山図書館は10月17日（土）から機器の導入を完了し、サービスを開始している。まだ期間がそれほど経過していないので、細かい報告は出来ないが、新しい機器を入れたことに対応するための職員を配置し、機器の利用についての説明をしながらやっている。利用者からは「簡単だよ」「もうわかったから声をかけないで」と言われたりしていたので、ご

高齢の方も簡単な手続きで利用ができていた。「予約棚」から予約した本を自分で取っていただくところもそれほどの混乱は無い状況であった。自分で本を探して取っていただくので、「なんでこうなっちゃったの?」という意見もあったが、概ね好評となっている。利用者によっては2週間から3週間に1回程度来館される方もいるので、今後も状況を見ながら案内が足りないようなら表示をするなどしたいと思う。

図書館本館整備  
担当課長

副会長が代表を務める市民団体の「多摩市に中央図書館をつくる会」から昨日、市長宛に寄付と寄贈をいただいた。寄付については、121,415円を、中央図書館整備事業に充てていただきたい。ということでご寄付いただいた。寄贈については、小学校17校に「あいうえあそぼろとしゃかんで」中学校9校に「やとのいえ」をそれぞれ1冊ずつ寄贈していただいた。感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきたいと思う。

副会長

市内の小中学校、義務教育の学校は勿論だが、市内には私立の小中学校もあるのでそこにも、そして都立多摩桜の丘学園、都立永山高校、多摩市内にある高校なので小中学校以外だが、そこも含めて寄贈する予定である。

「やとのいえ」についてはタウンニュースというミニコミ紙に紹介されて、市長もご自分のコラムにお書きになっているので市民の方はよくご存じの本である。郷土資料として役に立つと思う。是非ご覧いただければと思う。

会長

本の内容は存じ上げないが、谷戸のことは最近、新聞でも取り上げられていたと記憶している。

副会長

パルテノンの学芸員の方がその本の監修を担当されているので、市内の方も協力して出来た本である。今は書店の目立つところに展示されている。

会長  
委員

事務局からの報告事項は以上である。委員の皆さまから何かあるか? 事業評価についての感想である。毎回思っていることだが、事業評価の評価軸を合わせるのが難しい。図書館側も我々も難しいと思っているのでその課題を考えてみた。

事業評価の構造は三層構造である。基本目標があり、次に取組みがあり、次に具体的な評価がある。例えば評価の基準がABCとあるが、取組みどおりに実施し、成果があった、具体的なようで抽象的である。ということかと言うと、例えば基本に対して複数のアプローチがある。基本目標(5)これには○印が10項目ある。それに対して基本目標(4)には○印が4項目。10項目と4項目では数の違いが大きい。そうすると、どの時にA評価となるのか、例えば全部の○印(項目)が取組みとして

A評価だったから総合的にAとするのか、1個でも○印にBがあれば全項目に対してAなのかBなのか、総合的に考えるのか。

例えば10項目のうち9個Aがついたら、90%まで行ったらAで良いのではないか、と言うような基準を決めておかないと、毎年評価に迷うと思う。また、成果は勿論評価しなければいけないが、プロセスは評価しなくて良いのかということ。なぜかという、プロセスを評価しない場合によく起こるのが、高い目標を立てなくなる、チャレンジしなくなる。出来ればいいわけだから、低い目標を立てて、つまり出来ることが目標になってしまう。本来は高い目標をたててチャレンジする。どこまでがんばれたか、出来なかったとしてもそれは成果で、どこまで出来たかを評価する。そういったことも加味した方が良いのではないかと考えている。それから、取り組みの項目の立て方についても課題があると思う。例えば、イベントを実施すること。開催するには何らかの意図があるから開催する訳である。開催すること自体が目標では無くて、開催したらどのような果実（成果）があるか、というねらいがある訳で、目標も、○○を開催する。開催出来て良かった。というよりも、どのような意図があって開催し、どのような果実が得られたのか、ということによって評価していかないと違うのではないかと、思っている。例えばイベントの目標は難しく、試験的にトライアルしてみて、開催してみてどういう反応があるか、ということを見ることもあるので、成果を見るには難しいと感じている。

様々な問題があり、例えば2つの評価項目があって、ひとつは非常にAに値する、もう一つはCだと、その場合総合的な評価はBなのか、あるいはCなのか、ある程度の評価軸を作っていないと、たぶん毎年同じような悩み方をしてしまうと思う。特に今年度はコロナが関係しているから非常に難しいと思う。基本的にイベントは出来ないし、2年間の事業の一連の流れを拝見して以上のことを感じた。

会長

評価の内容に集中していたが、評価方法についても議論する必要がある。幸いなことに多摩市では第4回図書館協議会も開けそうである。年度内あと何回開催できそうか？

図書館長

予定回数としては6回だが、あと1回か2回と考えている。

会長

今、発言のあった「評価をどのようにするのか」ということは、評価開始後2年で見直すということを通理理解としていた。次回の定例会ではそれを議題の1つに加えたい。今お話しいただいたことを参考に議論を進められれば良いのではないかと、思う。ほかの委員の皆さまはいかがか。

副会長

最後に、先ほどの地方交付金の使い方について、急ぎで結論を出さな

ければいけなかったのか？そういう相談をこの図書館協議会にしていたら、いろんな意見が出たと思う。そのために図書館協議会があるのではないかと常々考えているので、時間的に難しいかもしれないが是非そのようにしてほしい。今日はフルメンバーで7名の知恵がある。人数が増えればさらにその方の知恵が追加されると考えているので、これは今後に向けてだが、委員の人数を増やすと予算が変わってくると思うが、是非次の年度に向けて検討していただきたい。

会長

諮問機関としての図書館協議会にどういった意見を求めるのかという委員からのご意見である。是非図書館のほうで検討していただきたい。また、委員の定数については、私自身、前会長から引き継ぎ、図書館でも引き継がれていると思うので、協議会で議論する必要があるれば議題に載せていただいて話をできればと考える。

これで本日の会議を終了したい。ご多忙のところご出席いただき、感謝申し上げます。